総合戦略・政権評価特別委員会「広報戦略担当」の設置について

【目的】

○全国知事会の取組や地方行財政制度等に対する理解促進を目的として設置

【職務】

○広報戦略担当は、全国知事会の政策に係る戦略的な広報を担当する。

※必要に応じて、明らかな誤報や知事会と大きく異なる見解に対する反論や意見表明を実施

※通常の広報・報道対応は、従来通り全国知事会調査第三部が所掌

【組織】

○広報戦略担当は、総合戦略・政権評価特別委員会の下に置き、当該委員会副委員長のうち一名がこれを担当する。

○事務局は広報戦略担当知事県とし、全国知事会調査第三部が補佐する。

【運営】

○広報戦略担当が対応する事項、内容及び方法は、広報戦略担当が、関係委員会委員長（以下、関係委員長という。）の同意に基づき、会長と協議の上決定する。

※広報戦略担当が事項・内容・方法の原案を作成し、関係委員長了承の上、会長へ協議

※関係委員長は、原案の作成及び広報に協力

※総合戦略・政権評価特別委員会委員長へは、広報戦略担当から報告

○報道機関等への対応は、原則として広報戦略担当が行う。

※必要に応じて、関係委員長等も対応可能

○関係委員長は、関係委員会所管の事項に関して、必要に応じて広報戦略担当に対応を求めることができる。